

日本の産業別労働組合研究（中）

－産業別交渉の模索－

平 地 一 郎

〈目次〉

はじめに

I 産別組合の構造と機能

II 日本の産業別労働組合研究史

1 産別組合の高揚と衰退－敗戦後から1950年代初頭－

佐賀大学経済論集第48巻第6号

2 産業別交渉の模索と総評－労働運動のリアリズム－

(1) 炭労・電産の産別交渉－1952年－

(2) 総評の高野実時代

(3) 組織綱領草案

以上本号

3 産業別賃金交渉の形成と発展－高度経済成長期－

III 制度から運動へ－産別組合研究の視点－

II－2 産業別交渉の模索と総評－労働運動のリアリズム－

1950年代前半は、「産業別賃金決定の混乱」の時代と言われる。それは、経営側と政府によって、経営内の労働組合の協議決定権と産業レベルでの労働協約の締結を否認され、産業別労働組合としての運動が制約されるなかで、もっぱら労働側の模索の時代と位置づけられよう。

前の節（II－1）で見たように、戦後の産業別組合は、国労、全通、電産のような国家独占体か、あるいは炭労のような経済復興に関わる産業において成立した。産業別労働協約を結ぶに足る条件があったからである。しかし、1948年7月の政令201号を契機として、公務員の争議行為は禁止され、労働協約締結権も奪われたことで、国労や全通の産業別機能は大きく損なわれることになった（1948年11月国家公務員法改正）。産業別労働組合への道は、

多くの民間組合においても、同年末の労働次官通達(規約・協約の是正方針)そして翌1949年6月の労働組合法改正によって、行く手が阻まれていった。これらの通達及び改正は、団体交渉と労働協約の締結を「単位組合」に限定していたが、こうした単位組合への限定は、転換というより法の整備とは一応位置づけられる。たしかに新労組法が産業別組合を直接否認したわけではない。しかし、現実には一部を除いて、企業・事業所レベルに単位組合が設立している以上、産業レベルでの協約交渉は経営側によって実質的に拒否されえた。

実際にも、経営側は産業レベル交渉を避けようとし、応じた場合でも争議の成り行きを見ながら、労働組合の産業別組織の要求は拒否するという姿勢に転じていた。しかも1950年代前半は、経営権回復の時代とも言われ、企業・職場レベルでの職制機構の立て直しのなかで、職制を通じた企業意識の醸成などが図られていた。たとえば賃金闘争については、「労働攻勢というものに対して、経営者の態度をしっかりとしようではないか」という経営側の意気込みは明確であり、産業別の統一的な賃金ではなく、企業ごとの「支払条件と結び付いた賃金」を強調していた¹。

他方、1950年に結成された総評は、1952年7月の総評第3回大会でマーケット・バスケット方式の「賃金綱領」を採択し、企業の支払条件ではなく、生活の実際に根ざした賃金要求を進めた²。こうして賃金闘争は、総評賃金綱領によって大衆の高揚を見たとはいえ、企業経理の枠を超える賃金引き上げは認めないとする1954年の日経連「賃金3原則」にも阻まれて、産別交渉としては前に進めることができなかった。

以下、産業別交渉の模索という観点から、1950年代前半の「産業別賃金決定の混乱」の時代を見ておきたい(表1も参照)。

¹ 1952年電産争議や炭労争議にかんする当時の中労委会長中山伊知郎の回顧。中央労働委員会事務局編『労委10年の歩みを語る』1956年、269頁・284頁。

² 総評賃金綱領の策定経緯については、千葉利雄『戦後賃金運動-軌跡と展望-』日本労働研究機構、1996年、133~138頁。

表1 産別組合年表（1947年～1958年）

年	労働組合	社会（労働政策等）
1947年	2・1 スト（中止）	1・18 全官公共闘委2・1ゼネ
	3・10 全国労働組合協議会（全労連）結成	スト宣言
	6・5 国鉄労働組合（国労）結成	1・31 マッカーサー元帥ゼネ
	6・8 日本教職員組合（日教組）結成	スト禁止指令
48年	10・16—19 国労第2回臨時大会	5・19 経営者団体連合会設立 （のち日本経営者団体連盟へ改称）
	2・13 産別民主化同盟結成	10・21 国家公務員法公布
		7・31 政令201合公布
		11・30 国家公務員法改正公布 （争議行為禁止）
49年	3・17 炭労，全石炭を吸収	12・18 GHQ 経済安定9原則
		12・27 労働次官通達（規約・協約の是正方針）
50年	3・11 日本労働組合総評議会結成準備会	6・1 改正労組法・労調法公布
	4・15 日本炭鉱労働組合（炭労）結成	6月 日経連「労働関係調整に関する指針」
	7・11 日本労働組合総評議会結成	無協約状態
	11・30 総同盟第5回大会（解散・総評への単組ごと加盟方針決定）	
51年	12・19 全国化学産業労働組合（合化労連）結成	
	3・1 日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）結成	9・7 民主主義労働運動研究会 （民労研）結成
	3・1 総評第2回大会（再軍備反対・中立堅持・軍事基地提供反対・全面講和の方針を決定）ニワトリからアヒルへ）	9・8 講和条約・日米安全保障条約調印
52年	3・28 総同盟第6回大会（解散大会）	9・24 労働者同志会発足
	2・22 総評賃金綱領草案発表	
	4・26 全国機器電機産業労働組合連合会（機器電機労連）：後の電機労連 〈労闘スト・電産争議・炭労争議〉	

年	労働組合	社会（労働政策等）		
53年	4・25 全印総連結成大会：総評加盟	1・20 日経連，労働協約基準案発表 1・21 民労連（全国民主主義労働運動連絡協議会）結成総会		
	5・29 電機労連（全日本電機機器労組連合会）結成大会			
	7・2 私鉄総連第13回大会（労働協約闘争・職場闘争を決定）			
	7・8 総評第4回大会			
	7・17 全自3社共闘統一スト（後，分裂へ）			
	8・11 全自日産争議			
	8・7 三鈺連「英雄なき113日の闘い」はじまる			
	10・19 全国金属第4回大会（組織単一化方針決定）			
	54年		3・18 海員組合ユニオンショップ制の確立申し入れ（10・21産業別ユニオンショップ締結）	2・24 日経連賃金3原則
			4・22 尼鋼争議（7・5企業倒産と組合解散で終結）	
5・25 近江絹糸労組結成（6・4近江争議本格化）				
5・26 電労連（全国電力労組連合会）結成大会				
7・7 日鋼室蘭争議（ぐるみ闘争）				
7・12 総評第5回大会				
12・1 全自動車臨時大会（組織解散）				
12・23 5単産共闘会議設置（炭労・私鉄・合化・電産・紙パ）				
55年		1・10 総評第25回常任幹事会（5単産を春季賃上げ闘争の柱とすることを決定）	2・14 日本生産性本部発足 3・4 日経連，春闘批判	
		1・16 全中総連（全日本中小企業労働組合連合会）結成124単組・6万人		
	1・23 自動車総連結成大会			
	3・27 55春闘（第1波実行行使）			
	7・25 全国一般結成大会			
	7・26 総評第6回大会（岩井章を事務局長に選出）			
	9・6 鉄鋼労連初の産業別統一闘争			
	56年	1・9 総評 春闘合同闘争本部設置		7・3 経済企画庁（神武景気） 9・11 日本繊維産業会議発足（全織同盟，紡績協会，化繊協会，羊毛紡績会，麻紡績協会） 7・17 経済企画庁『経済白書』（もはや戦後ではない）
		1・17 全労 総評春闘に同調しないと決定（1・18総同盟も反対）		
		2・15 56春闘第1波（官公労も初参加，スケジューリング争いのモデルとなった春闘）		
3・5 三井三池労組，職場到達闘争に突入				
3・29 日産自動車労使，長期定期昇給協約調印				
4・5 電機労連春闘第1波スト				
8・25 総評第7回大会				
9・8 中立労連発足				

年	労働組合	社会（労働政策等）
57年	1・11 総評、春闘本部設置	1・16 労農党解党大会
	1・21 総評、春闘スケジュールを発表	2・16 労働問題懇談会答申、業者間協定による最低賃金制を提言
	2・14 佐教組、3割休暇闘争（～2・16）	4・12 労働省、業者間協定最賃制の指導通達
	3・11 春闘、第3波の官民統一の高原闘争に突入	12・18 中央最低賃金審議会、最低賃金制を答申
	3・26 総評、最賃制闘争	
	4・5 自治労第1回自治研全国集会	
10・8 鉄鋼労連争議		
58年	2・7 総評・全労・新産別・中立労連、最低賃金制確立連絡会議結成	
	2・15 産別会議第8回臨時大会、解散決議	
	2・16 全国金属、全金属統一大会	6・5 日経連、総評組織綱領草案を批判
	3・3 58春闘、総評第1次統一行動	9・1 八幡製鉄戸畑製造所で作業長制度発足
	5・5 総評、組織綱領草案を発表	
	7・21 総評第10回大会、議長に太田薫を選出	

出所）大原社会問題研究所編『社会・労働運動大年表』労働旬報社、1986年などを参考に作成。

（1）炭労・電産の産別交渉－1952年－

1950年7月11日に総評（日本労働組合総評議会）が結成された。総評結成の経緯については複雑であるが、しばらくそれは置くこととして、その後の産業別交渉の帰趨に影響を与えた1952年の電産及び炭労のストライキをめぐる状況から始めよう。

①電産争議

電産（電気産業労働組合）は、戦後、日本発送電及び9つの配電会社に結成された電産協（電気産業労働組合協議会）が、1947年5月に全国単一組合へと発展した産業別組合である。その後、いわゆる左右の対立から、1950年7月～8月には、民同派の中央常任執行委員会は組合員の「再登録」を決定し、確認書提出者が11万2003人（87.3%）となったため、10月の電産再建大会において、産別会議からの脱退と総評への加盟促進等を決めるにいたった³。こうした経緯にも見られるように、電産は個人加盟を原則とする産業別労働

³ 東北電力労働組合編『道－東北電力労働組合30年史－』1985年、63頁。労働争議調査会編『戦後労働争議実態調査Ⅱ電産争議』1957年、中央公論社、94～99頁、参照。

組合であった。

しかし、従来の体制（日本発送電－9配電会社）は、1951年5月には9電力会社に再編された。これは日本発送電会社を分割して、各地方の配電会社と合体したものであり、各社の独立採算制を原則とした。そういうなかで、1952年の闘争は闘われた。

電産の対経営要求（電気事業経営者会議）は、労働協約の改訂と賃金引き上げ問題である。その要求内容と経緯は、表2に示すとおりである。

1952年の電産争議（組合員11万人）の特徴は、以下のようにまとめられる。

第1に、電産の交渉相手は電気事業経営者会議であるが、交渉の決裂の結果、中央労働委員会に調停申請されている点である⁴。過去、電産は幾度も中労委への調停申請を行っており、労働組合要求－経営側拒否－中労委調停というチャンネルは、産業別組合としては、当然の成り行きであったと思われる。

第2に、経営側の電気事業経営者会議が忌避しようとしたのは、要求内容もさることながら、産別交渉にあったという点である。9月に出された中労委の調停案に対して、再開された交渉において、経営側は「各社の経理内容が異なることを理由に」各会社別交渉を申し入れている。もとより、電産は中央統一交渉を主張するものの、10月30日には、経営側が統一交渉そのものを拒否したため、12月に入ると、東京電力労組（第2組合）が会社と個別に妥結し、さらに電産中部地方本部や関西地方本部そして関東地方本部は独自の会社別交渉を開始し、それぞれ企業別に妥結するにいたった。

こうした足並みの乱れのなかで、電産は、9月の中労委の斡旋案を受け入れることによって、形の上では産別交渉－妥結（仮協定の調印）の線を維持したが、戦後積み重ねられてきた電気事業における産業別統一交渉は、ここに終止符を打たれることになった。

当時の中労委会長中山伊知郎は、電産争議を回顧して、つぎのように述べている。「今から考えると、あの中に、あとから電産と電労に分かれて行く

⁴ 中労委の調停・斡旋の状況については、前掲『労委10年の歩みを語る』及び前掲『戦後労働争議実態調査Ⅱ電産争議』、68頁、参照。

表2 電産争議（1952年3月～12月）

労働組合（電産）	経営側（経営者会議）	政府・中労委
3月28日労働協約改訂申し入れ(完全ユニオン・ショップ制, 人事協議約款の明確化など) 4月14日電気事業経営者会議に賃金要求	3月28日労働協約改訂申し入れ（オープン・ショップ制, 争議予告条項など） 経営者側：全面拒否（職階制の実施を条件）	
中労委調停申請（5月13日協約, 5月16日賃金） 中労委調停案拒否	中労委調停案拒否	7月13日：中労委調停案（労働協約） 9月6日：中労委調停案（賃金）
9月 中央統一交渉・統一賃金を要求 9月11日電源スト指令, 16日事務スト, 第1次6時間スト（9・24）, 第2次電源スト（10・3）, 第3次（10・7）, 第4次（10・11）, 第5次（10・15）（10月18日電産炭労共闘会議） 第6次（10・21～22）, 第7次（10・28）, 第8次（11・6）, 第9次（11・13）。	9月 各社別交渉申し入れ	10月26日日経連「電産争議に対するわれらの見解」（格差賃金など） 11月13日政府（労働大臣）労使双方に早期解決の自主的解決再開要請。 11月15日中労委斡旋開始
中労委斡旋に一定の譲歩姿勢 第10次電源スト（11・17）, 18日停電スト（11・18）, 第11次電源スト（11・21）, 停電スト（11・21～22）, 中労委斡旋案拒否 12月17日以降, 無期限スト（予定→中止） 12月18日仮協定書締結	統一賃金を拒否 会社別交渉働きかけ 希望条件付きで受諾	11月26日斡旋案の提示 12月17～18日徹夜での斡旋作業

出所）日本労働組合評議会編『総評20年史』1974年, 及び『戦後労働争議実態調査Ⅱ電産争議』1957年を参考に作成。

問題がすでにすでに相当強く出ておったと思いますね。経営者の方から言わせると、統一賃金ではなくて格差賃金だという主張に端的に現われてきているわけですね⁵。

電産争議の敗北のなかで、中部、関西、九州では新たな労働組合が結成され、さらに翌年には、東北、北海道、中国、四国でも電力会社ごとに労働組合が結成された。そして1954年10月設立の北陸電力労働組合の結成をもって、争議前からの東京電力労働組合と併せて、9つの電力会社ごとの企業別組合の体制が整った。北陸での新労組の結成以前の1954年5月には、企業別組合の連合体である全国電力労働組合連合会（電労連）の結成を見たのである。中山伊知郎の言う「電労」とはその「電労連」である。その後、電産と電労連の組織戦が繰り上げられたが、電産争議後の数年でその決着はついたと言うべきかもしれない。1956年の組織人員は、約12万人の電労連に対して、電産は約1万人へと激減した（電産組合員の大半は中国地方と九州のみとなった）。当時の電産争議の研究書は、「かくて、われわれがその跡をたどってきた〈電産〉労組の10年にわたる盛衰の舞台は、すでに幕を降ろそうとしている。それは一言でいうなら、一つの産業別単一組織の形成と解体の歴史であった」と振り返る⁶。戦後最強を誇った電産の解体は、たしかに産業別労働組合の歴史的な画期をなすものであった。

②炭労争議

つぎに炭労の1952年争議について見てみよう。

炭労の場合は、電産のような個人加盟に基づいた単一の産業別組合であったわけではない⁷。本部－地本－支部という組織系統を持つ単位組合の連合組織であった。また炭鉱（事業所）の単位組合の他、大手企業には企業別の連合会組織である企業連が置かれていたが、さしあたりそうした企業連は炭労規約において「補助機関」と位置づけられていた。しかし補助機関とはい

⁵ 同上『労委10年の歩みを語る』、269頁。

⁶ 前掲『戦後労働争議実態調査Ⅱ電産争議』、146頁。

⁷ 以下、木村牧郎「石炭産業の労使関係－統一交渉から対角線交渉へ－」松村文人編著『企業の枠を超えた賃金交渉－日本の産業レベル労使関係－』旬報社、2013年、を参照。

え、実際には炭労内での発言力は小さくなく、産業別闘争にあたっては「企業内労使関係の利害を優先する」こともないではなかった。ただ、炭労もこうした企業主義を克服するため、組織の一元化を図ろうとし、1951年の組合大会では「炭労の完全単一化」がうたわれていた。

木村牧郎（2013）によれば、炭鉱の労使関係は、①統一交渉期（1947年1月～1949年6月）、②資本別交渉期（1949年7月～1952年9月）、③対角線交渉期（1952年10月～1961年12月）に時期区分することができる⁸。対角線交渉とは、産業別組合（産業別組織）が個別企業との間で行う交渉である。

1952年の炭労争議は、資本別交渉から対角線交渉への移行期にあたる。賃金闘争については、1952年以降、各単組が交渉権・スト権・妥結権の三権を炭労本部中央闘争委員会に委譲することによって、産別闘争として展開された⁹。

同年7月の炭労（組合員28万人）第6回臨時大会は、交渉方式として、中央大手17社を中央ブロックとする対石炭連盟交渉、そして、その他は地方ごとの炭労地方ブロックでの対地方連盟交渉を行うと決定している¹⁰。また、その要求内容を見るに、「10月以降の基準賃金は、一方あたり坑内夫1060円、坑外夫560円、別に家族一人につき800円（いずれも税込み）。標準作業量を拘束8時間に対応するように引き下げる。協定期間を1カ年とする」¹¹とあるように、賃金問題としてではあるが、炭鉱における標準作業量の要求をも併せ持っていた。

炭労の要求は、経営側の石炭連盟によって拒否された。組合が中労委への調停申請を行ったわけではないが、炭労が保安要員引き揚げ戦術に訴えようとしたため、12月1日には、政府（労働大臣）が労使双方に中労委の斡旋による解決を要請したことで、中労委が斡旋に乗り出した。そして、12月7日

⁸ 同上木村牧郎（2013）、81～88頁。

⁹ 同上木村牧郎（2013）、80頁。

¹⁰ 中央大手17社とは、三井、三菱、北炭、古河、住友、明治、雄別、太平洋、常磐、宇部、日炭、日鉄二瀬、杵島、大正、嘉穂、貝島、麻生職組。日本労働組合総評議会『総評20年史』、486頁。

¹¹ 同上。

に中労委斡旋案が提示され、最終的には労使双方がこれを受諾した¹²。

以上の電産争議及び炭労争議を振り返ると、炭労における組合要求－中央交渉－中労委斡旋－妥結という経過はほぼ電産と同様であったが、その後の電産にあっては、各地方（各会社）の中に企業別組合が結成されていき（その連合体としての電労連）、産別中央交渉が終わりを告げたのに対して、炭労の場合は、むしろ産別中央交渉（対角線交渉）を恒常化していくことになった。こうした電産と炭労の争議後の相違は、調停・斡旋にあたった中労委中山会長をして「電産については組織の点ではむしろ弱くなった。それから炭労については逆に非常に強くなった」と言わしめた¹³。

（2）総評の高野実時代

1950年代前半に総評の事務局長を務めた高野実の総評指導（在任期間：1951年3月～1955年7月）は、その個性を含めて「総評の高野実時代」とも呼ばれる（表3参照）。その時代のなかで、高野実の指導のあり方が大きく変化するのが、炭労争議と電産争議の敗北後である。当時の新産別の指導者で高野の盟友と言われた細谷松太は、つぎのように回顧している。

「高野君の指導は…尼崎製鋼から日鋼室蘭にかけての抵抗型の組合指導は、かつて共産党が失敗した産別会議時代の組合指導と、感覚的には非常に似ているんですね。…とくにあの“ぐるみ闘争”のなかで感じたのですが、最初はやはり首切り反対、合理化反対あるいは賃金とか労働者問題がいつのまにか横すべりして、もっぱら階級闘争の坩堝に化してしまっ、同時に指導権が、争議の当事者から地域団体に移ってしまうんですね。…あれが結局、太田・岩井の賃金闘争を中心とする経済闘争に座を譲らざるをえない経過を生

¹² 収拾の経緯はつぎのとおりである。炭労の戦術委員会は中労委斡旋案の受諾を決めたものの、その後の中央闘争委員会において否決された。中央闘争委員会は、保安要員引き揚げと地方ブロックの妥結権委譲を決定し、闘争継続を図ろうとしたが、中労委は労調法の改正で規定された「緊急調整」を政府に答申し、そして政府は緊急調整を12月7日に発動した。これによって、炭労中央闘争委員会もようやく斡旋案を受諾することになった。同上『総評20年史』492～493頁および前掲『労委10年の歩みを語る』参照。

¹³ 中労委中山伊知郎会長の回顧（前掲『労委10年の歩み』、284頁）。

みだしたと思うんです。高野君の時代は、あれで実際には終わっていると思うんです」¹⁴。

産業別統一闘争として闘われた1952年末の炭労・電産争議の敗北は、高野実の総評指導に影響を与えずにはおかなかった。また翌1953年の全自（全国

表3 総評役員体制（1950年～1960年）

	議長	事務局長	副議長
1950年 (第1回大会)	武藤 武雄 (炭労)	島上善五郎 (総同盟)	長谷 武麿 (全通従) 松浦 清一 (海員)
1951年 (第2回大会)	武藤 武雄 (炭労)	高野 実 (全国金属)	藤田藤太郎 (私鉄総連) 原口 幸隆 (全鉱) 今村 彰 (日教組)
1952年 (第3回大会)	藤田 進 (電産)	高野 実 (全国金属)	今村 彰 (日教組) 太田 薫 (合化労連)
1953年 (第4回大会)	藤田藤太郎 (私鉄総連)	高野 実 (全国金属)	宮之原貞光 (日教組) 諸富 義高 (炭労) 岡本丑太郎 (都市交通)
1954年 (第5回大会)	藤田藤太郎 (私鉄総連)	高野 実 (全国金属)	相沢 重明 (国鉄) 神山 清喜 (電産) 宮之原貞光 (日教組)
1955年 (第6回大会)	藤田藤太郎 (私鉄総連)	岩井 章 (国鉄)	今村 彰 (日教組) 太田 薫 (合化労連) 塩谷信雄 (全鉱)
1956年 (第7回大会)	原口 幸隆 (全鉱)	岩井 章 (国鉄)	藤岡 三男 (炭労) 今村 彰 (日教組) 太田 薫 (合化労連)
1957年 (第9回大会)	原口 幸隆 (全鉱)	岩井 章 (国鉄)	藤岡 三男 (炭労) 今村 彰 (日教組) 太田 薫 (合化労連)
1958年 (第10回大会)	太田 薫 (合化労連)	岩井 章 (国鉄)	藤岡 三男 (炭労) 今村 彰 (日教組) 兼田富太郎 (全港湾) 大中 康雄 (全電通)
1959年 (第12回大会)	太田 薫 (合化労連)	岩井 章 (国鉄)	藤岡 三男 (炭労) 本田 正登 (私鉄総連) 今村 彰 (日教組) 門間 吉信 (鉄鋼労連) 兼田富太郎 (全港湾)
1960年 (第15回大会)	太田 薫 (合化労連)	岩井 章 (国鉄)	門間 吉信 (鉄鋼労連) 今村 彰 (日教組) 兼田富太郎 (全港湾) 大出 俊 (全通) 野口 一馬 (炭労)

注) なお、総評第8回大会（1957年5月）、第11回大会（1958年9月）、第13回大会（1959年11月）、第14回大会（1960年6月）は臨時大会である。

出所)『総評20年史』より作成。

¹⁴ 「聞き取り = 「高野・細谷ライン」のころー」（『月刊労働問題』1978年9月号、日本評論社、118～119頁）。聞き手は清水慎三。尼崎製鋼と日鋼室蘭争議については、藤田若雄・塩田庄兵衛編『戦後日本の労働争議』御茶の水書房、1963年、参照。

自動車) 日産分会争議の敗北そして企業別組合への分解も、産別組合に重い影を落とした。総評の高野実時代の晩期は、1954年前半に闘われた尼崎製鋼争議や日鋼室蘭争議に見られる〈地域ぐるみ闘争〉に彩られた。「総評の高野実時代」の初期から順を追って見ていくことにしよう。

高野実が総評事務局長になったのが、1951年3月の第2回定期大会である。ただ、それ以前から、高野実の影響力は大きかったようである¹⁵。総同盟を指導していた高野実は、大産別でもなく、また業種別でもない「中産別整理」を進め、「総同盟自体を産業別的に整理統合してのち解体して、それぞれ総評へ加盟」しようとしていた¹⁶。

そして、高野実が事務局長となった総評第2回大会で決定された新しい「行動綱領」は、「われわれは労働組合の産業別整理を促進し、産業別単一労働組合の基礎に立った強力な民主的労働組合の統一実現のために闘う」とうたった。ただし、「組織強化方針」のなかでは、「産業別組織の整理統合」を当面の具体的方策とし、統一のための共同闘争の推進を挙げた¹⁷。それをさらに一歩進めたのが、翌年1952年7月の第3回大会である。その運動方針「当面する総評の組織問題」は産業別組合の単一化を決定した¹⁸。このように、単一の産業別労働組合は、早急に確立されなければならない課題の一つと位置づけられるにいたった。しかも高野実によれば、それは「従業員組合型の労働運動を清算して、文字通り労働組合員個人を単位とする本格的な産業別労働運動への転換」¹⁹であった。目指されたのは、個人加盟を原則とする産業

¹⁵ 宝樹文彦の回顧によれば、高野実は初代事務局長になる可能性はあったという。高梨昌編著『証言戦後労働組合運動史』東洋経済新報社、1985年、104～107頁。

¹⁶ 高野実『日本の労働運動』岩波新書、1958年（『高野実著作集第5巻』所収、83頁）。高野実の中産別整理と産別組合の問題については、兵藤釗『労働の戦後史—上—』東大出版会、1997年、101～102頁。なお、中産別整理構想の作業は、高野実に依頼されて清水慎三が担当したが、化学産業については太田薫の案である。日本労働研究機構『証言資料シリーズ労働組合運動関係No. 1 戦後労働組合運動の歴史』第1集、2003年、参照。

¹⁷ 前掲『総評20年史』、382～385頁。なお、『総評20年史』は、行動綱領について「この行動綱領はその後20年を経過した今日まで、総評の行動綱領として生きている」と述べている（382頁）。たしかに、後に見るように、1958年の総評組織綱領草案の中にも、「産業別単一労働組合」は強い問題意識として登場する。

¹⁸ 同上『総評20年史』、469頁。

別労働組合であった。

しかし1952年の電産・炭労争議における産業別統一闘争の敗北は、高野実の総評指導のあり方に影響を与えた。変化の内容は、一言で言えば、産別統一闘争に代わる〈地域ぐるみ闘争〉への転換であった。〈地域ぐるみ闘争〉に力を入れ始めたのである。こうした1952年末の敗北から1954年にかけての〈地域ぐるみ闘争〉への転換は、先に見た細谷松太の回顧にあるように、産別会議時代の転換を彷彿とさせるものであった。すなわち、1947年の2・1ゼネストの試みが占領軍の圧力によって頓挫した後、共産党の指導の下に地域人民闘争へと戦術変更していく過程と似たような論理的構図を持っていたのである。地域人民闘争といい地域ぐるみ闘争といい、こうした方向への戦術の変更あるいは転換が労働組合の運動にとって持つ問題点は、労働争議の指導権が、当事者から奪われていくことにあった。少なくともそう受け取られかねない戦術の転換であったと言ってよい。総評加盟の各労働組合からの反発は、時間の問題であった²⁰。

もとより、〈地域ぐるみ闘争〉がかつての地域人民闘争とまったく同じであったとはいえない。高野実のはちに、「〈企業別〉の労働者の分断をぶちやぶり、しかも〈企業別〉が本来もっていた全面的闘争の論理を新しい地平で再確立しようとしたものが、〈ぐるみ闘争〉の論理であり試みであった」²¹と振り返っているが、ここに見られるように、企業別組合が持つ欠陥を地域における横断的な闘争で克服しようとする意図もたしかに認められる。その意味では、炭労の家族《ぐるみ闘争》に触発された経済闘争の戦術的な補強とも考えられるのである。しかし、その頃に高野実が示した政治的主張²²と重ね合わせると、きわめて政治主義的な色彩を〈地域ぐるみ闘争〉論に帯びさせてもいた。

¹⁹ 高野実『労働組合運営論』河出書房、1952年、217頁。

²⁰ 《地域ぐるみ闘争》への違和感・疑問は多くの組合指導者が指摘する。岩井章や肥川治一郎、宝樹文彦などの証言については、前掲『証言資料シリーズ労働組合運動関係 No. 1 戦後労働組合運動の歴史』第1集、2003年、参照。

²¹ 高野実「50年代と70年代と」『世界』1974年8月号（前掲『高野実著作集第5巻』所収、525頁）。

いずれにしても、「総評の高野実時代」の晩期は、労働組合の役割あるいは経済闘争を軽視するものとして多くの組合指導者には受け取られつつあった²³。

高野実の総評指導に対する表立った批判は、1954年3月の合化労連第7回臨時大会で現れた。合化労連の運動方針の中で、「われわれは平和闘争を進めるにあたって、総評指導部が昨年の総評大会以後とってきたやり方について若干の批判と意見をもっている」とし、総評指導部つまり高野実の指導に疑問を投げかけた。その批判の要点は、第1に、政治的カンパニア（たとえば平和経済国民会議、産業防衛会議、水害支援など）に重点を置きすぎ、逆に、経済闘争が軽視されていること、第2に、資本と政府の「反動勢力の評価」にあたって「敵は分裂と混乱に追い込まれているとアジっているが」、実際には「徹底して同一歩調をとり、労働者の抵抗を弾圧してきた」というのが事実であり、そうした間違った評価によって「闘争自体が浮ついている」こと、そして第3には、労働者の階級的な自覚が高まっているとしているが、現状はけっしてそうではなく企業意識が強いことである。そうした批判から、日常の「階級闘争を強化」することが必要であると主張された²⁴。

²² ここでは「高野実の政治的主張」と一括しているが、1953年以降、〈地域ぐるみ闘争〉以外の高野の主張あるいは政治的行動を指している。平和勢力論、重光首班論、平和経済国民会議そして労働ブランなどである。平和勢力論と重光首班論は、高野実を支持してきた労働者同志会の反発を招いたテーマであったが、重光首班論を除けば、本来対立する問題ではなかった。主要な争点は、〈地域ぐるみ闘争〉をめぐる経済闘争のあり方にあったと思われる。

²³ 当時の組合指導者の高野実に対する感覚は、太田薫のつぎの証言によく出ている。太田「高野さんは（昭和）27年の年末にビルマへ行くわけです。ビルマはそのとき、共産党の人民戦線だったから、そういう政治戦線のことを彼は学んでくる。…そういう中で、高野実がどんどん平和運動を進めるわけです。ビキニで原爆の実験をやって、放射能をかぶったからやる、そのことは一つも反対じゃないんですけど、全然賃金闘争をやらない。…そういうことをのけて、高野実がずうっと政治闘争でいくから、それじゃ労働組合はもたんということで、私が産業界別の賃上げ闘争をやらにゃいけん。…高野さんは、指導性がちよつと変わりすぎるんじゃないかということを経由にあげて、私が総評事務局長に対抗馬として立候補した」（前掲『証言戦後労働組合運動史』、132～134頁）。

²⁴ 前掲『総評20年史』、573頁。

同年7月の総評第5回大会における事務局長選では、高野実に対抗して合化労連の太田薫が立った。そこでは高野実の勝利に終わったものの、同時に、「総評の高野実時代」の終わりを告げるものでもあった。というのは、つぎのような規約改正が行われたからである。

もともと総評の規約第18条第2項は、「常任幹事会は、事務局長主宰のもとに常任幹事をもって構成し、議事はすべて合議による」と事務局長の権限を強く規定していた。たしかに総評における執行機関は幹事会であったが、常任幹事会は、その幹事会の決定にもとづき事務局を運営し、「幹事会をひらく余裕のない場合に、幹事会の任務を代行する」と定められていた²⁵。その後、常任幹事は総評への常駐体制となって、実質的な執行機関の役割を担ってきた。しかし、第5回大会では、「常任幹事会は、議長主宰のもとに副議長、事務局長、常任幹事をもって構成し、議事はすべて合議による」と改正され事務局長の権限が大きく低下した²⁶。「議長主宰」へと変更された第5回大会の規約改正は、その意味で高野実の総評指導を言わば否定したに等しかった。高野実が、第5回大会後の「総評機関の運営はマヒさせられるにいたった」²⁷と述懐するのは、そうした指導権の喪失を物語っている。

正式に「総評の高野実時代」が終焉するのは、1955年の第6回大会の事務局長選で岩井章が高野実を破ってからであるが、その前年には高野の総評指導は実質的に終わっていたのである。

ところで、ここで民主化同盟（民同）についても触れておかなければならない。民同は、確固とした繋がりをもつ組織ではなく、共産党の組合指導に批判的な人々のネットワークのようなものであったと考えられる²⁸。

1947年の2・1ゼネスト敗北後、ゼネストに代わる地域人民闘争への戦術

²⁵ 同上『総評20年史』、339頁。

²⁶ 同上『総評20年史』、577頁。

²⁷ 前掲高野実『日本の労働運動』（『高野実著作集第5巻』）所収、141頁）。

²⁸ 宝樹文彦「運動論的にみますと、共産党の諸君はフラクション会議があつて系統的に動いているのですが、民同の系統というのはばらばらです」（前掲『証言労働組合運動史』、92頁）。ちなみに、当時の労働組合のなかの潮流には、民同、共産党そして革同（革新同志会）があつたが、革同は労農党の系列であつた。

転換の提起は、労働組合に波紋を広げた²⁹。同年10月の国労大会では、地域闘争をめぐる賛成論と反対論とが激突し、地域闘争の方針決定に対して、労働組合の指令権を放棄するものとした議長による大会の流会宣言をきっかけに、中央委員が総辞職した。その中から「国鉄反共連盟（のち間もなく国鉄民主化同盟と改称）」を結成するものが現れた³⁰。このような動きは、さまざまな名称をもって産別会議の各単産に広く見られたが、1948年1月には総同盟が「労働組合民主化運動」を提唱し、さらに2月にはそれまで産別会議を主導してきた事務局次長細谷松太によって産別民主化同盟が旗揚げされたことで、決定的な流れとなった。以後、単産の脱退が相次いだ産別会議は、急速に衰退した。そして、民同運動を軸にして新たなナショナルセンターの結成（労線統一）へと向かっていったのである。

民同運動は、共産党の組合指導のあり方を否定するという意味では、共通性を有していたが、思想的にはさまざまな考え方を含んでいた。というより、流動的な要素を持っていた。そのなかで、総決算としての総評が結成されると、民同もまた分岐していくことになった。直接的なきっかけは、サンフランシスコ講和条約をめぐる問題である。1951年3月の総評第2回大会が平和4原則（再軍備反対・中立堅持・軍事基地提供反対・全面講和の方針）を決定すると、それに反対する総同盟、全織同盟、海員、電産、国労などの民同右派有志が「民主主義労働運動研究会（民労研）」を結成し、他方それに対抗して国労、日教組、全通、全国金属、合化労連などの民同左派が岩井章を代表とする「労働者同志会」を発足させた³¹。

その後の総評指導は、民労研派の産別組織が総評から離れていくなかで、

²⁹ 地域人民闘争方式（路線）は産別会議第3回大会で打ち出されたが、最初の提起は、それに先だつ1947年6月の全通臨時大会であった（前掲『総評20年史』104～105頁）。宝樹文彦「2・1ゼネストはだめ、全通単独ストライキはだめ、だったら、地域ごとにやる闘争というのはゼネストじゃないと、こういう理論体系です。これは見事なものですね」（前掲『証言資料シリーズ労働組合運動関係 No. 1 戦後労働組合運動の歴史』第1集）。

³⁰ 『総評20年史』116～118頁。また、鈴木市蔵の当時の回顧によれば、紛糾の争点は「地域人民闘争でいくのか、それとも今までどおりの労働組合の全国指令の方向でいくのかという、つまり闘争の指導の問題で割れた」（前掲『証言資料シリーズ労働組合運動関係 No. 1 戦後労働組合運動の歴史』第1集）。

実質的に労働者同志会が担っていくことになった。労働者同志会のメンバーではないにしても、高野実もまた、本来はそうした系譜の一人であった。

以上のように見てみると、民同運動は、労働組合の産別交渉とその労働争議がGHQあるいは経営側の抑圧・抵抗で前進しないとき、その克服は、労働組合の外側（地域人民闘争や地域ぐるみ）に糸口を求めるのではなく、労働組合自身の課題として考える体質を持っていたとすることができる。

総評の高野実時代の終焉は、総評「行動綱領」に示された産業別単一労働組合とそのための共同闘争への復帰を意味するものであった。そして単なる復帰に終わらなかった。

（3）総評組織綱領草案

総評第2回大会の行動綱領が「産業別単一労働組合」をうたい、いくつかの単産においても同様の方針が掲げられたものの、現実には1952年の電産争議・炭労争議の敗北を受けて、しばらくは産別組合への志向性は後景に退いていったと見られる。しかし、1954年秋の5単産共闘を皮切りに、翌年、総評が本格的に春闘を開始したことによって、産業別交渉が表に出て、改めて産業別労働組合は基本目標の中に位置づけられることになった。それを如実に示すのが、総評組織綱領草案である。総評第7回大会（1956年8月）は、組織綱領をつくることを決定し、その後、組織綱領委員会が設置された。そして3年にわたる調査・討議を経て、第10回大会（1958年7月）に提出されたのが「組織綱領草案」である³²。

その「発刊にあたって」において太田薫（総評議長）は、つぎのように述べている。

「戦後の新しい社会的条件のもとに発足した労働組合運動はすでに10数年を経過した。この間、われわれは国際労働運動の経験をまなぶとともに、自らの条件に即応して数多くの経験をかさねてきた。その経験、とくに最近数

³¹ 労働者同志会の前身は、総評第2回大会前の「三角同盟」と言われる。三角とは、国労、日教組、全通の有志の集まりであった。

³² 本稿は、産業別組合との関連で総評組織綱領草案を取り上げているが、労働運動史の中での位置付けとしては、前掲兵藤釗（1997）、213～217頁、参照。

表4 組織綱領草案の目次

前文
1 職場活動と職場組織
①運動史的考察 ②職場活動, 職場要求, 職場闘争
③職場組織と職場活動家 ④職場闘争と職制
⑤職場闘争と組合本部の機能⑥職場闘争の性格 ⑦職場闘争と統一闘争
2 産業別組織と企業別組織
①戦後の組合再建と企業別労働組合 ②企業別単位組織の問題点
③産業別組織 ④産業別組織の単一化と企業連合
⑤産業別組織の内部運営について ⑥産業別整理区分について
⑦官公労と産業別組織概念 ⑧中小企業労働組合と産業別整理
3 総評, 府県総評, 地区労 4 未組織労働者の組織化
5 居住地組織と家族組織 6 組合運営 7 青年部と婦人部
8 戦線統一 9 国民的結合のための諸問題 10 労働組合, 政党

注) 細部の項目は「1 職場活動と職場組織」及び「2 産業別組織と企業別組織」のみあげてある。

カ年の経験を総括し、帰納的に労働組合組織の一般基準をひきだそうとしたのが、総評の組織綱領である。／その内容を貫くものは、日本の労働運動の発展過程に即しながら、いかにして確固とした産業別単一組織をつくりだすかということであって、ここに総括された豊富な諸経験をよりどころにして、産業別組織の確立という基本目標にむかって着実な前進をかちとることを期待してやまない³³ (傍点は引用者)。

ここでは「いかにして確固とした産業別単一組織をつくりだすか」という基本目標としての産業別組織の確立が明瞭に打ち出されるとともに、組織綱領草案はその目次にもあるように、産業別組織の単一化のための具体的な提言ともなっていた(表4)。

ただし、産業別単一化は、あくまでも「基本目標」であったことには留意しなければならない。組織綱領草案は、「企業別労働組合の産業別勢揃いの結集体であった総評」が企業別組合を克服しようとする歴史のなかで、「当初は、産業別組織の機関運営をよりどころに、権限の集約、指令と統制を武器として、企業別ないしは企業連合幹部との摩さつを押しきりながら、企業

³³ 労働教育センター編『総評組織綱領と現代労働運動』1979年、29頁。なお、組織綱領草案の全文は同書に収められているので、本稿はここから引用する。

内の労働者を直接動かそうとする傾向が強かった。気早足早に産業別単一化も活発に論議されていた」（草案2-①）と述べることで、「気早足早の産業別単一化」論を戒めている。また企業連との関係では、産業別の単一化は「相当長期的な人的物的プログラムをもってじっくりかかってゆく必要がある」（草案2-④）と記述しているように、長期的な目標（基本目標）として位置づけられていた。

したがって、組織綱領草案の今一つの意義は、基本目標である産業別組織の確立にあたって、1950年代前半に総評の各組合が積み重ねてきた「豊富な経験」の総括に基づこうとした点にあると言ってよい。

組織綱領草案の背景について、草案作成者である清水慎三はこう述べている。

「高野さんの“ぐるみ闘争方式”に対置したかたちで“産業別統一闘争”による、経済闘争中心をとなくて登場してきたのが太田・岩井さんたちでした。そこで、この基調となるべき路線を明確に運動論のなかで位置づけたいという気持ちが首脳部のなかにあった。…すでに展開され経験した諸運動を運動論的に体系化した組織綱領をつくろうという機運がでていた。組織綱領委員会がつくられたのは1956年、太田・岩井ラインの成立から1年のちのこと」であった³⁴。

そうした「展開され経験した諸運動」（清水慎三）あるいは「豊富な諸経験」（太田薫）のなかで、組織綱領草案（委員会）がとりわけ注目したのが、私鉄総連と炭労の職場闘争であった。

産業別労働組合との関係という観点から、草案における職場闘争の位置付けを見ると、まず第1に、1952年電産争議の敗北（そして企業別組合への分裂という事態）に見られるように、組織形態が単一の産業別労働組合であっても、経営側の攻勢のもとで、あっけなく瓦解するという厳しい現実を直視していた。したがって、産別組合は企業意識の克服を通してつくられなければならないという問題意識が強く出ている。そして「企業別労働組合の欠かんと是正する道の中」に北陸鉄道労組や三池労組等で実践された職場闘争を

³⁴ 同上『総評組織綱領と現代労働運動』、8頁。

据えたのであった（草案1-①）。

ここに言う職場闘争の実践は、戦後初期に職場闘争と呼ばれたものとは、質的にも異なっていた³⁵。かつて産別会議が地域人民闘争へ発展させるために取り組んだ職場闘争は、「革命段階としての戦術から出ており、またそのやり方も末端職制へのつるし上げに偏し、指導方法も引き回しに過ぎ」たため、組合運動に広く深く根をはることができないまま」であった。それに対して、1950年代前半の北鉄労組や三池労組等における職場闘争は、経営側が職場を掌握するために強化しつつあった職制機構との対峙という内容を持っていた（草案1-④）。そこに、質的相違・新しさがあったのである。

第2に、職場闘争は「労働組合活動の基調」ではあるが、なぜそのことが産業別労働組合への道となるのかという問題である。草案は、「職場闘争は産業別統一闘争や地域共闘の基礎でありその中味を充実させるものであること、職場要求と職場闘争にはそれ自体に全体闘争への発展的要因が内在し、発展させなければ解決できないものがあること」を挙げている（草案1-⑦）。この意味は、労働者自身が、「自ら団結する以外に生活を明るく楽にし自らの力を貯え高めることができないことを知るかぎりにおいて、産業別に大結集」する他はないからである（草案2-③）。職場闘争のなかで、いわゆる大衆の経験を通して、産業別組合への道を歩むことができると考えられている。

たしかに産業別組合の本来は「個人加盟の単一組織」である。しかし現実には、企業別・事業所別の単位組合を元にして日本の産業別組織は存在するので、「企業内全員加盟の姿を維持しながら実益の伴った形で移行するための配慮と準備」が必要である（草案2-④）。そして全員一括加盟の単位組合である以上、そこには様々な考え方の労働者がいるが、「一人一人の労働者の意識変革は産業別統一行動の中でもっとも広汎に行われる」（草案2-③）。やはり、ここでも実際上の経験が重視されている。

以上の草案を、産業別組合という観点から改めて要約すると、近代的労働運動の常識である「一経営一組織、一産業一単産」は、日本では（西欧諸国

³⁵ 前掲兵藤釗（1997）、113頁。

と異なるものの) 企業別組合を「一経営一組織」のなかに位置づけ、そうした単位組合の集まりである産業別組織を産業別労働組合に発展させることができる」と展望しつつ、個人加盟とは異なるが故に職場闘争と産業別統一闘争の大衆的諸経験を通して不断に意識変革を図ろうとする、言わば壮大な構想であったと思われる。

総評「組織綱領」草案は、先に述べたように、1958年の総評第10回大会に報告された。それを受けて、翌年には、各単産・単組、地区で討議に付されたようである。総評加盟組合のなかでは、炭労、合化労連、国鉄、自治労、全電通、私鉄、紙パ、都市交、全国税等で、また県評のなかでは、大阪、長野、新潟、福岡、京都、宮城、北海道、愛知、神奈川等において討議が行われたが、「全然討議がなされていないところが多い」ことから、引き続き討議していくことになった³⁶。

たしかに、『総評20年史』が言うように、「多くの組合幹部、活動家にアピールしたばかりでなく、賃金綱領の場合とまったく同じく、多くの有力単産の綱領作成運動をよびおこした。…組織綱領は、こうしてこれまでの運動の集約と法則化であると同時に、大衆討議がすすむなかで、来るべきたたかいへの組織的な体制づくりをみちびくものとして大きな役割を持った」³⁷。しかし草案は、草案にとどまり総評の「組織綱領」になることはできなかった。草案は、大衆討議に付されたものの、総評大会で正式に決定されることはなく、1964年7月の第26回大会で総評「組織方針」が決定されたことによって、ついに「お蔵入り」することとなったのである。

本節では、日本の労働運動史上、職場闘争を重視したものとして高く評価されてきた総評組織綱領草案を、産業別労働組合の視点から再検討した。戦後日本の産別運動がいったん挫折した後、1950年代前半における「産業別賃金決定混乱の時代」を経て、職場闘争を基調とする産業別労働組合の構想として打ち出されたというのが、組織綱領草案の一つの意義であった。それは、「個人加盟の産別組合」ではなく、労働運動のリアリズムとしての企業別組

³⁶ 前掲『総評30年資料集〈上〉』、345頁。

³⁷ 前掲『総評20年史』、795～796頁。

合を、産業別組織の中でいかに位置づけ直していくかという、それなりに壮大な試みであったと言えよう。

総評のなかで組織綱領草案がその後に果たした役割は、けっして小さくはない。なるほど、草案が目指した職場闘争を展開した炭労（三池炭鉱）は、エネルギー革命のなかで産業そのものが衰退して小さくなり、また同じく私鉄総連（北陸鉄道）も、1960年代に単一産別化を追求したものの果たせなかったことは事実である³⁸。しかし、組織綱領草案の理念は、いくつかの産業別組織の方向性のなかに見て取ることができる。

総評組織綱領草案が、1950年代前半の産別交渉の模索の中から提起された一つの理念だとすれば、実際に進行していく模索の出口は、春闘の開始以降発展していく産業別統一闘争にほかならなかった。産業別統一闘争は、草案の中で長期的な基本目標として位置づけられた産業別労働組合への道にどういう影響を与えたのか。そのことを明らかにするのが、本稿のつぎの課題である。

³⁸ 松村文人「私鉄の産業レベル労使関係」前掲松村文人編（2013）、参照。